

三重県新規就農者育成総合対策（就農準備資金）補助金交付要綱

制定 令和4年6月7日付け農林水第11-177号 三重県農林水産部長通知
改正 令和5年9月1日付け農林水第11-422号 三重県農林水産部長通知

第1条 趣旨

三重県知事（以下「知事」という。）は、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「総合対策実施要綱」という。）別記2又は新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知。以下「緊急対策実施要綱」という。）別記5に基づき、就農に向けて、県が認める研修機関等（三重県農業大学校等、先進農家又は先進農業法人）において研修を受ける者のうち、総合対策実施要綱別記2又は緊急対策実施要綱別記5に定める要件を満たす交付対象者で、知事から研修計画（公募要領に定める様式）の承認を受けた者に対し、補助金を交付することとし、その交付に関しては、三重県補助金等交付規則（昭和37年、三重県規則第34号。以下「規則」という。）及び農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年3月30日付け、三重県告示第249号）、令和5年度担い手支援課関係補助金等交付要領（以下「担い手交付要領」という。）、三重県の交付する補助金等からの暴力団排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2条 補助対象経費及び補助率

補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率
新規就農者育成総合対策（就農準備資金）及び新規就農者確保緊急対策（就農準備支援事業）（以下「補助金」という。）（総合対策実施要綱別記2又は緊急対策実施要綱別記5に基づき、就農に向けて研修機関等において研修を受ける者に対する補助金。）	定額 交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき最大150万円）とする。また、交付期間は最長2年間とする。 なお、令和4年4月以降に研修を開始する者であって、総合対策実施要綱別記2第5の1の(1)のイの(工)の海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。

第3条 補助金の交付申請

補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（就農準備資金の場合は総合対策実施要綱別記2の別紙様式第3号、就農準備支援事業の場合は緊急対策実施要綱別

記5の別紙様式第2号)を別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

第4条 補助金の交付決定

規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、予算の範囲内において行うものとする。

第5条 補助金の交付の条件

補助金等の交付を受ける者(以下「交付対象者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る法令、規則、要綱、要領等の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、その収入及び支出についての証拠書類を補助金の交付を受けた年度の翌会計年度から起算して5年間整備保管すること。
- (4) 交付対象者は、暴力団排除要綱の別表に掲げる一に該当する者であってはならないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

第6条 申請の取下げ

規則第7条に基づく申請の取り下げにかかる期日については、補助金等の交付の決定を受けた日から起算して15日以内とする。

第7条 補助金の交付の中止又は休止

交付対象者が、交付の中止又は休止をしようとする場合は、総合対策実施要綱別記2第6の1の(5)又は緊急対策実施要綱別記5第6の5の規定に基づく中止届(就農準備資金の場合は総合対策実施要綱別記2の別紙様式第6号、就農準備支援事業の場合は緊急対策実施要綱別記5の別紙様式第5号)、総合対策実施要綱別記2第6の1の(6)又緊急対策実施要綱別記5第6の6の規定に基づく休止届(就農準備資金の場合は総合対策実施要綱別記2の別紙様式第7号、就農準備支援事業の場合は緊急対策実施要綱別記5の別紙様式第6号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

また、休止届を提出した者が研修を再開する場合は、総合対策実施要綱別記2第6の1の(6)又緊急対策実施要綱別記5第6の6の規定に基づく研修再開届(就農準備資金の場合は総合対策実施要綱別記2の別紙様式第8号、就農準備支援事業の場合は緊急対策実施要綱別記5の別紙様式第7号)を知事に提出しなければならない。

第8条 実績報告

交付対象者は、補助金が交付されたときは、規則第12条の規定に基づき、その日から15日以内又は翌年度の4月5日までのいずれか早い日までに、実績報告書（担い手交付要領の第5号様式）を知事に報告しなければならない。

第9条 補助金の交付

交付対象者は、規則第15条第1項に基づき補助金を請求するときは、補助金前金払請求書（担い手交付要領の第4-2号様式）を知事に提出しなければならない。この補助金は、補助金の交付決定後、補助金前金払請求書（担い手交付要領の第4-2号様式）により交付するものとする。

第10条 補助金の交付の決定の取消

規則第16条の規定による補助金の交付の決定の取消しについては、交付対象者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、資金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、資金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第11条 雑則

規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則 この要綱は、令和4年6月7日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。